

經濟論叢

第八十三卷 第二號

シュンペーター帝國主義論への補説	静 田 均	1
急速税務減価償却と所得税の期間配分	高 寺 貞 男	21
ロビンソンの資本蓄積観.....	入 江 正	39
林業労働の存在形態.....	林業労働研究班	52

昭和三十四年二月

京 都 大 學 經 濟 學 會

林業労働の存在形態

——S産業とN産業における実態——

林業労働研究班

山崎武雄
永尾誠之輔

らみあって徐々に進行するであろう。それゆゑ労働力の性格の検討において、われわれの課題はまず具体的にその実態を把握することにある。まずS産業からこれを検討しよう。

一
我国民有林における山林所有の地主的性格は周知の事実であるが、他方においては財閥を頂点とする資本家的所有が存在し、資本家的林業経営の發展がみられることも看過されてはならないであろう。われわれが調査対象としたS産業とN産業は、いずれも資本家的大山林所有者であるが、本稿におけるわれわれの意図は二社の林業経営の実態を労働力の需給構造の分析によって明らかにすると共に、特に労働力の性格を検討するにある。我国における林業労働の一般的な存在形態は半農型として把握されうるであろうが、資本家的林業経営の發展は必然的にかかる半農型労働を徐々に実質的には近代賃労働に転化せしめるであろう。この転化の過程は諸種の要因すなわち一方においては資本の性格、他方においては農村の社会経済的諸条件とか

S産業は大正六年植林事業を目的として設立され、昭和三年八月現在資本金三、二〇〇万円である。現社長S氏の先々代は大阪において銀行を設立したが、先代は電力・電鉄その他各種の事業に活躍し、山林所有は先代の時代より、はじめは財産投資として明治中期以降これを行ってきたものである。会社の現況についてみれば、従業員は職員七九名、常備労働者一六五名であり、事業所四、出張所九、山林所有面積は一、二、五〇〇町で、その内訳は高知県六、〇〇〇町、愛媛県一、五〇〇町、宮崎県外二県四、〇〇〇町、奈良県外二県一、〇〇〇町である。右の山林所有面積は会社公表の数字であるが、実測面積は恐らく約二万町はあるであろうと推測されている。伐採事業は高

知・愛媛両地区においては施業案に則り計画的伐採をなしつつあり、伐期は九十年、その他の地区においては時期及び諸種の状況により手入収入間伐を実施しつつある。年間伐採量は約六〇七万石である。本社における伐採事業の特徴は、択伐主義であることと伐期間の長いことである。この二点は互に関連しているが、適正伐期令が一般に引下げられつつある趨勢にあるとき注目すべきことである。造林事業は択伐主義であるため従来必ずしも計画的には行われていなかったが、昭和二十六年対日援助見返資金千万円の融資をうけ、これと自己資金五百万円とによって、戦時中及び戦後放置されていた未立木地及び伐採跡地の要造林面積六百町（宮崎・高知・愛媛・島根・奈良・和歌山の各県）に順次造林を完了し、引続き林種転換等の造林を実施しつつある。

S産業は巨大な山林所有にも拘らず、林業経営においては計画的な皆伐及び造林を行っておらず、この点において後述のN産業と対照的であり、必ずしも合理的林業経営を發展せしめているとは言えないのである。しかしながら本社には姉妹会社としてF林材（昭和二十七年設立、資本金九〇〇万円）、S木工（昭和二十六年設立、資本金四五〇万円）、及び株式会社D（昭和二十一年設立、資本金二〇〇万円）の三社があり、いずれも、木材関係の事業を営んでいる。特にDの前身会社は戦前・戦時中に植民地及び中国にわたる広範圏で事業を行い、その最盛時に

おける製材能力は五千馬力をこえていた。S産業もかつては製材業を兼営していたが、昭和二十七年製材及び販売部門をF林材設立によって分離し、林業経営に専門化したのである。

かくてS産業は素材生産を中心事業とするに至ったが、同一資本系統の他の三社は、木材関係の諸事業において、利潤追求を行っている。従って林業経営は一応これらの事業の背景に退き、林業経営自体における計画的皆伐による合理的経営の発展は第二義的となっているものなのである。この点に關しては、山林所有が本社において最初財産投資として行われたことも関連しているであろう。かかる性格が択伐主義として現われていると思われるが、他方択伐主義の税金対策上における妙味をも看過されてはならないであろう。

われわれが実態調査を行った高知県下の旧H村は、A事業所管内に属し二駐勤所があり、S産業における代表的な岡地であると共に最も早くから山林集積の行われた地区である。すなわちS氏の先代が明治二〇年頃本村において鉱山を経営していたが、これを契機として周辺の山林を集積したのである。

旧H村は町村合併により現在A市に編入されたが、A郡の中央に位し東西約一二軒、南北約四〇軒、中央を伊尾木川が貫流し山岳重疊して平地少く、交通の便に恵まれず道路は南部に存するのみで奥地の交通は森林軌道に依存している。

旧H村における土地利用状況は第1表の如く、その九八・一

第1表 地目別土地面積

区 分	面 積	比 率
水 田	76.74	0.48
畑	70.59	0.44
山 林	15,710.00	98.12
原 野	96.00	0.60
荒 地	7.25	0.05
その他	49.68	0.31
計	16,010.26	100.00

高知統計年報昭和29年度

二%が山林であり、耕地は僅に〇・九二%にすぎない。次に第2表により産業別世帯数をみれば、農家が総数の五二・八

%をしめ、林業及び狩猟業が之につき二三・八%で、両者で七(昭和29年2月末現在)

第2表 産業別世帯数

産 業	世帯数	比 率
農 業	384	52.8
林業 および 狩猟業	173	23.8
建設業	17	2.3
製造業	9	1.2
卸売業 および 小売業	12	1.7
運輸業 郵便業 通信業	21	2.9
サービス業	47	6.5
公務員	53	7.3
その他の有業	5	0.7
無業	6	0.8
計	727	100.0

旧日村役場資料より作成

第3表 経営規模別農家戸数

経営規模	戸 数	比 率
3 反未満	176	48.5
3~5 反	86	23.7
5~10 反	89	24.5
10~15 反	12	3.3
15 反以上	—	—
計	363	100.0

昭和30年現在.

A統計事務所資料より作成

六・六%である。農家を専業業別にみれば専業農家三六戸(九・三%)、第一種兼業農家一三〇戸(三三・九%)、第二種兼業農家(五六・八%) 二二八戸である。右の調査には兼業種類別農家数がないため、これを昭和三〇年の臨時農業基本調査によつてみれば、農家総数三六三戸のうち専業農家五七戸、兼業農家三〇六戸であるが、兼業種類別にみれば林業が最も多く二三〇戸(七五・二%)であり、之に次いで售労・職員勤務が六二戸(一〇・三%)である。また役場による他の調査によれば、農業二一六戸、林業二四五戸となっている。これらの統計を比較するとき、数字が異なると異なっているが、これは調査方法に問題があると共に、他方調査対象自体の職業が農業か林業か判別困難なことに基因するものと思われるのである。次に農家を経営規模別にみれば第3表の如く三反未満農家が約半数に近く、五反未満が七二・二%に達している。而も農地は南部の二部落に比較的多く、他の山間部においては

第4表
農林生産物種類別生産額（昭和29年）

生産物	価 格	比 率
米	6,944,500 ^円	6.6
麦 類	4,873,640	4.6
雑穀及豆類	1,127,950	1.1
い も 類	6,110,265	5.8
疏 菜 類	1,387,000	1.3
特用生産物	392,500	0.4
果 実	450,000	0.4
蚕 繭	513,000	0.5
畜 産 物	2,689,460	2.6
木 材	21,447,520	20.4
木 炭	57,376,300	54.7
楮 及 三 種	1,671,750	1.6
計	104,988,885	100.0

点に在しているにすぎない。而も耕地には切替畑が含まれているため、その生産力はより低位である。

これらの数字の示す如く旧日村は全くの山村であり、農家の経営規模は零細で専業農家は極めて少く、林業のしめる比重が著しく大なることが明らかである。このことはまた次表の如く、農林生産物のうち林産物のしめる比重の圧倒的に高いことに端的に示されている。即ち林産物は七六・七%をしめているのである。

このような比重をしめている林業において山林所有はいかなる状態にあるか。いま所有形態別にみれば第5表に示される如く、総面積の三四・六%をしめる広大な国有林の存在がまず注目されるべきである。私有林は五三・三%であり、一・一%を

第5表
所有形態別山林面積

所 有	面 積	比 率
国 有	5,428 ^町	34.6
県 有	61	0.4
村 有	84	0.5
部 落 有	21	0.1
社 寺 有	2	—
会 社 有	1,745	11.1
個 人 有	8,369	53.3
計	15,710	100.0

森林組合資料及び高知農林水産統計年報（昭和31年度）より作成

しめる会社有林はS産業一社のものである。

次に民有林における規模別所有林面積は県林業課の調査によれば第6表の如く、山林所有の集積が著しく進んでいることが示される。所有者の五七・八%をしめる一町以下の所有者の所有面積は僅かに一・七%にすぎないが、所有者の一・九%にすぎない五〇町以上の所有者の所有面積は四四%に達している。

ところで五〇町以上の所有者についてその所有規模をより具体的にみれば、五〇〜一〇〇町層一戸、一〇〇〜三〇〇町層一〇戸であり、S産業のみ、一、七四五町の大所有で、その面積は五〇町以上所有者

の所有面積の三八・一%、民有林の一六・六%をしめている。次に山林所有を村内外所有者別について森林組合の調査によれば、村内所有者の所有面積は二八・七%、村外所有者のそれ

は七一・三%である。村内における五〇町以上の所有者は僅か二戸であり、その所有面積は五〇町と六〇町である。これらの数字の示す如く、旧H村においては国有林の比重が高く、之についてS産業の所有があり、更に村外所有者の所有林が圧倒的に多い。更に山林面積のみならず、人工林においてこれら村外所有者の所有林がより多いことはいうまでもない。国有林とS産業の所有山林とを比較すれば、面積においては前者が遙かに大であるが、人工林においては後者が相対的に多く、また位置においてもより有利なることを指摘せねばならない。かくて本村林業はむしろ國家並にS産業の支配下にあるといつても過言ではないであらう。村内において林業を専業又は兼業とするものの多いことは既にふれたところであるが、いうまでもなくこれらは主として林業労働に従事しているのである。

二

S産業の旧H村における林業経営はK及びNの二駐勤所によつて行われている。会社の経営方針は前述の如く択伐を主とし、近年殆ど皆伐を行わず年間伐採行数は約一・二〜一・四万石である。造林事業は前述の見返資金によるもののほか殆ど行われていない。(昭和二五〜三二年間における総造林面積一〇・二四町のうち、これによるもの一〇六・三三町である)。植林は杉六〇%、檜四〇%の割合で行われ、一町当り植栽本数は約三千本である。

次に会社の生産手段について、特に機械化についてその主要

第6表 規模別山林所有面積 (昭和31年)

所有規模	戸 数				面 積			
	公有	私有	計	比率	公有	私有	計	比率
0.5町未満	—	556	556	48.5	町 95	町 95	町 95	0.9
0.5〜1町	—	106	106	9.3	—	88	88	0.8
1〜5 町	—	224	224	19.6	—	659	659	6.3
5〜20 町	—	184	184	16.1	—	3,535	3,535	33.5
20〜50町	2	51	53	4.6	48	1,482	1,530	14.5
50町以上	1	21	22	1.9	53	4,579	4,632	44.0
合 計	3	1,142	1,145	100.0	101	10,438	10,539	100.0

高知県林業課調。

国有林の旧H村においては

なものをあげれば次の如くである。機関車一、レール四三〇本、トローリー一九、発動機一〇馬力一及び五馬力七、ウインチ七、ワイヤー各種計二七、八二五米、制動機八、滑車一二八その他。まず注目すべきは機関車、レール及びトローリーの所有である。本地区においては道路は南部に存在するのみで、口有林の森林軌道が貫通しており、民間材の輸送も殆どこれに依存している。S産業のトローリーはその専用として使用されているが、運賃は他と同一額を支払っている。但しS産業は軌道利用の優先権を確保しており、営林署との関係は極めて密接なるものがある。現A事業所々長K氏が営林署出身であることは興味深い。森林軌道の敷設に際してS産業は一部敷地を提供したのであるが、これによる受益の莫大なことはいうまでもない。

次に発動機、ワイヤーその他集運材行經の機械化はかなり進んでいる。われわれの調査時においてもトローリー積込地点から伐採林分まで、三軒余の索道が架設され集運材が極めてスムーズに行われていた。これに反し伐木・造材の機械化は全然行われていない。その理由としては(一)労働者の機械化反対、(二)伐木の仕上りが汚い、(三)傾斜が急で機械の使用困難、(四)能率低下等があげられている。しかし伐木はともかくとして造材においては、機械化により能率の増進することは明白である。それにも拘わらず機械化の行われていない主な理由は(一)にあるものと思われる。本地方の国有林労働者においても、労働組合の運動方

針として伐木・造材の機械化に対しては反対の態度をとっているのである。本地区内においては素材生産即ち伐木・造材及び集運材が事業の中心であり、これに付随する諸作業並びに刈払手入等が行われている。われわれの調査時においては主としてK駐勤所管内において事業が行われていたゆえ、これを主たる調査対象としN駐勤所管内については必要な限りにおいてふれるにとどめる。

労働力構成

(1)職員 職員は主任と補助員の二名である。主任の職能は一般事務・実行案の作成その他の経営管理と共に、生産過程に関しては間伐木の選定・賃金単価の決定・寸検・搬出設備の設定指導・人員配置・作業監督・飯場の設営等であり、補助員はこれを補佐する。主任は四六歳で小学卒、地元出身で林業労働の経験年数二〇年をこえ、本社勤続年数一五年の熟練者である。補助員は二三歳で郡内出身で農業高校卒業である。

(2)現場監督 現場監督は二名で直僱の常備労働者である。その職能は間伐木の選定・寸検・搬出設備の設定・人員配置・各作業の進捗状況の監督・入夫の面倒特に飯場炊事の食糧補給等であり、刈払手入等直僱事業の総括責任者でもある。現場監督はいずれも地元出身で、うち一名は五四歳、小学卒、勤続年数二二年、昭和一八年以来現場監督である熟練労働者であり、他の一名は三三歳、旧制中学卒業で後述する搬出組長の長男である。

職員及び現場監督は林業労働の熟練者と上級学校卒業者との二つの型に分かれる。土地所有関係においては、前者はいずれも零細所有者であり、後者はやや上層に属する。

(3)組 伐木造材及び集材搬出は組制度による請負によって行われている。K駐勤所管内においては、組は伐木組と搬出組の二組に分れ、N駐勤所管内では四組よりなる。組員はいずれも男子労働者であり、年々殆ど変動なくS産業の事業に従事しており、実質的には常備労働者たる性格を有し、事業所における労働力の主体をなすものである。組の組織・労働力構成・労働者の性格等組頭制度の問題は最も重要な問題であり、次節においてより詳しく検討する。

(4)日傭労働者 日傭労働者は刈払手・植付及び素材生産に付随する諸作業又は雑役に従事し、会社の直傭労働者である。いま昭和三二年四月と三三年三月の一年間における日傭労働者の性別及び職種別構成並びに月別配分状況を第7表によって検討しよう。まず性別構成においては男子実人員・三人、女子実人員・二人で、延人員は男子二九九人、女子四四〇・五人である。男子労働者は実人員において三六・一%、延人員において四〇・四%、女子労働者は各々六三・九%及び五九・六%であり、女子労働者の比重が高い。しかしながら労働者一人当り年間稼働日数は男子二三日、女子一九・二日であり、男子がやや多い。男子労働者は運搬（木材運搬ではなく食糧その他の運搬）を除

第7表 職種別・性別及び月別延日傭労働者数

性別 月別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	備考 実人員	
職種別	男														
	女	4		3.5	2	2			5.5	4.5		3.5	2.5	27.5	4
運搬 索道 架設	男		47											47	3
	女														
木寄小出	男			51	49	26								126	3
	女														
刈払 手入	男						23	23	22					68	4
	女						160	130	95					385	21
その他	男		6	14	35		3							58	7
	女			28										28	4
合 計	男		53	65	84	26	26	23	22					299	13
	女	4		31.5	2	2	160	130	100.5	4.5		3.5	2.5	440.5	23
計	男	4	53	96.5	86	28	186	153	122.5	4.5		3.5	2.5	739.5	36

く各職種特に重労働に従事しているが、女子労働者は比較的軽労働である運搬及び刈払手入に集中している。女子労働者は運搬において一〇〇%、刈払手入において八五%をしめてゐる。職種別構成においては刈払手入の労働者が最も多く実

人員二十五人、延人員は四五三人で、総数の各々六九・四％及び六一・三％である。これについて木寄小出及び索道架設が主なるもので、いずれも実人員は三人（八・三％）、延人員は各々一二人（一七％）及び四七人（六・四％）である。この兩種は本来組の請負によって行われるべきものであり、現実においても行われているが、日傭労働者が少数乍ら参加していることは注目すべきである。しかしながらこの兩種に從事している三人はいずれもダブっており、そのうち二人は三年から伐木組に加入している。その他の職種はいずれも造林及び素材生産に關連する雑作業である。そのうち磐台架設は右の兩種に準ずべき性質のものであるが、これに従事している二人の中一人は搬出組員で組契約とは別個の請負契約によって作業を行っている。そのほか境界切抜、クレオソート・コールタール塗、及び雑役等があるが、これらの職種においても搬出組員が一人参加している。

このことは後に考察する如く、本地区における組が、本来の組頭制度の性格を失いつつあることを示す一現象ともみられるのである。なお日傭労働者は各職種へ固定化してはおらず、流動的であることはいうまでもない。ただ連搬に従事している女子労働者はこれに専従してはいるが、いずれも刈払手入にも従事している。

次に日傭労働者の月別配分状況をみれば、九—十一月間の刈

払手入に集中している。この現象は毎年みられるところであり、後述のN産業における同職種と季節的なずれが見出される。農繁期であるこの時期に刈払手入の行われることは、当地区においては前述の如く林業が主であり、農業のしめる比重の極めて低いことと関連しているのである。これに次いで六—八月に多いが、このうちには後に、伐木組に加入した二名の木寄小出従事日数が含まれており、これを除けば日傭労働延人員数は極めて小となる。素材生産に關しては夏山・冬山の別はなく年中行われているため、その進捗状況に即してこれに付随する諸職種に雇傭される労働者は年々時期的に変動するわけである。稼働月数をみれば連搬のみ八ヶ月で、他はいずれも一—三ヶ月である。連搬は飯場への食糧運搬を主とするものであるため必然的に恒常的であり、労働者も一定している。

右の如く日傭労働者は刈払手入・素材生産に付随する各職種又は雑役に雇傭されるものであり、女子労働者を主体とし、運搬を除き季節的乃至は臨時的な性格のものであり、各職種間に流動的である。しかしながら、これら労働者はいずれも地元労働者であり、実人員三十六人のうち組労働者及びその家族が一人（三八・九％）をしめている。日傭労働者は本来臨時的かつ流動的であるが、右の事情と関連してある程度定着の傾向をも示している。

雇傭關係

現場監督は職員に準ずべきものであり、賃金

は月給制である。賃金額は一万円及び一・二万円である。日傭労働者は職員又は現場監督を通じて雇傭されるものであるが、既にふれた如く地元労働者である程度定着的であるため募集・雇傭契約等に関して殆ど問題はない。賃金は日給制で男子四〇〇円乃至五〇〇円、女子二八〇円乃至三〇〇円である。ここでは重要な問題である会社と組との雇傭関係について考察する。

S産業の事業の中心をなす素材生産は、K駐勤所においては伐木組と搬出組の二組によって行われている。組合は会社と請負契約を結び事業を行うのである。二組の外に組は存在せず、この二組により年々独占的に継続して契約が結ばれている。契約に際しては駐勤所主任が本社と連絡して、素材生産の見込石数・各作業種別延人員及び経費・各作業種別右当り単価を算出し、組と交渉して各作業種別単価及び請負金額を定め、本社の承認をえて確定するのである。いま算定の一例を第8表によって示そう。いうまでもなく交渉に際しては算出単価が中心問題となり、交渉の結果決定単価が定まる。算出単価と決定単価とは多くの場合はほぼ一致しているが、時には一致しない。その場合にはむしろ決定単価が低い事例が多く会社側に有利に決定されている。第8表においても発動機集材の決定単価は算出単価より〇・五円だけ低い。しかしながら単価決定に関する紛争は余りなく、比較的スムーズに契約の決定がなされている。

交渉は主任と組員一同との間に団体交渉として行われ、主任

第8表

工程賃金算定基礎明細

事業種別	見込石数	1日の工程	延人員	1日の賃金	経費総額	見込単価	算出単価	決定単価	請金	負額
木寄小出	6000 ^石	4.54 ^石	1,320 ^人	500 ^円	660,000 ^円	110 ^円	110 ^円	110 ^円	660,000 ^円	
修羅搬出	"	16.67	360	"	180,000	30	30	30	180,000	
発動機集材	"	2.11	2,850	"	1,425,000	337	336.5	336.5	1,422,000	
索道搬出	"	9.09	660	"	330,000	55	55	55	330,000	
トローリー積	"	20.00	200	"	150,000	25	25	25	150,000	
計	"	52.41	5,490	"	2,745,000	457	457	457	2,742,000	

と組頭との間の特別の交渉はない。組頭は単に組を代表するにすぎず、請負契約書たる請書にも某外何名と署名されている。それゆえ本来組頭制度に固有な、組頭による中間取次の可能性は制限されるをえない。

請負契約に際しては組が請書を作成して会社に提出すると共に、会社は仕様書を作成して組員の守るべき事項を規定している。いま仕様書の主なる事項をあげれば次の如くである。

一、事業用機具は、ワイヤー・滑車・発

動機・ウインチ類のほかは請負者の機具使用。

一、丸太及び残存木は勿論機具を損傷せざること。

一、事業従事期間中特別の支障、事故のない（当社係員の認めたるものに限り）限り無断休業又は事業中止をしないこと。

一、正当の理由なくして会社の機具を紛失・破損した時は従業員の負担として弁償すること。

一、伐採方法は伐根の高さを地表面以下とし少くとも杉・檜にありては末口径二寸迄、松・モミ・トガ等にありては末口径二寸迄採取すること。

一、造材方法は杉・檜・モミ・トガにありては主として一四・四尺とし一〇・三尺及び七・二尺これに次ぐ。

一、運搬中の積載木墜落の場合は従業者の責任負担を以て引上げ搬出すること。

一、賃金支払方法は検尺済の材積に決定単価を乗じ算出す。但し見積石数によって内渡しの場合は七〇%に相当する賃金を支払うこと、事業完了精算の場合は金額支払うこと。

一、その他一切職員及び係員の指揮監督に従うこと。

右によれば各作業について詳細に規定されており、組の請負事業に対する会社側の指揮監督も明確にされている。これらの点に闕して組合は一面に於いて多分に直僱労働者たる性格を有していることが窺われるのである。

組による請負は勿論団体請負であるが、伐木組においては組

林業労働の存在形態

内部において伐採区域の配分を行い、個人別に本人の立会のもとに現場監督又は職員による寸換が行われ、個人出来高賃金が支払われている。搬出組においては賃金は第8表の示す如く会社側では一日五〇〇円として算出されているが、組内部で全員合議の上でランタを定め、これに基いて配分が行われている。一日当り六〇〇〜八〇〇円である。組長の特別手当は存在しない。

三

林業労働にあつては、古い労働諸関係が清掃されず、崩れつつあるとはいえ、なお色濃く残存しており、組頭制度（ところにより庄屋制度あるいは杣頭制度と呼ばれている）は、かようになおくれた労働関係のひとつの表徴として評価されているようである。そして組頭制度は、地縁的血縁的關係によつて結ばれた半農型労働力を基盤として成立している、といわれている。しかし、林業における資本主義の発達は、おそかれ早かれ、労働力の近代化を促し、それに伴つて組頭制度もまた変容の過程を経過せざるを得ない。高知県のS産業A事業所管内のKおよびN駐勤所において見ることができた組頭制度も、解体の方向を辿りつつあり、種々の側面において昔日の面影を失いつつある。ここでは、崩れつつある組頭制度の諸側面を、そのもとに統轄されている労働力の社会経済的性格を検出し、それが果し

ている種々の機能を具体的に分析することによって、明らかにしている（N駐勤所では三十二年九月、施業が終了し、各組夫が分散したので、個別聞き取り調査及び農業実態調査を実施し得なかった。資料上の制約からN駐勤所については必要な限りにおいて触れるにとどめ、K駐勤所に重点を置いて検討することにする）。

前述のように、K及びN駐勤所において素材生産部門（伐木造材及び集運材行程）を担当しているのは、組頭制度のもとにある労働者である。K駐勤所では伐木及び搬出の二つの組が稼動し、N駐勤所では伐木、木馬搬出、木寄小出、及び索道搬出の四つの組がある。三十二年四月現在でK駐勤所の組夫数は、伐

第9表 一K駐勤所一 組別出身部落別組夫数

部 落	伐木組	搬出組	計
A	2	1	3
I		2	2
H		6	6
N	2	8	10
B	2	—	2
合 計	6	17	23

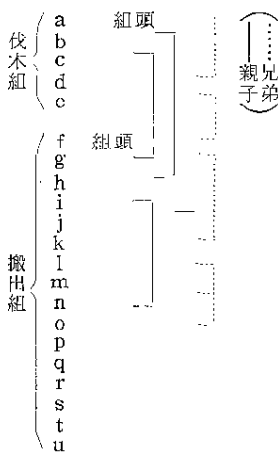
33年8月調査時現在。

木五名、搬出一六名の計二一名、N駐勤所では伐木五名、木馬搬出二名、木寄小出四名、索道搬出六名、計十七名となっている。K、N兩駐勤所とも組夫はすべて男子であっ

て、女子は一名も見当らない。出身部落別組夫数（但しK駐勤所のみ）は次表の如くであって、すべて旧村内出身者であり、しかも二三名中隣部落B出身の二名を除けば、いずれも駐勤所近在部落出身者である。この地縁的・同郷の關係のなかに、さらに血縁的・親族的關係が濃密に織り込まれている。第10表にみられる如く、親族的關係は単に組頭と組夫との間だけではなく、組夫相互の間に強く張りめぐらされているのであって、親族的・同郷的結合が組形成の紐帯となっている。

第10表

組内部の血縁關係



組夫の職種別構成をみると、N駐勤所では各組ごとに作業種が分割されており、しかもその作業内容は明確であって、組夫は細分された作業に固定化し、作業種間における組夫の流動はたまにしかみられない。K駐勤所の伐木組も同様であって、これらの場合、作業種毎に編成された組は職種別労働力構成とほ

ば対応している。しかしK駐勤所の搬出組にあっては、組と職種別労働力構成とが必ずしも一致しているわけではない。K駐勤所の「出役簿」によれば、搬出組の作業内容は、木寄小出、発動機集材、索道搬出、トローリー積込み、雑役の五つの亜種に分かれており、組夫は搬出作業の進行状況に応じて組頭の指揮のもとに随時それぞれの作業に従事し、相互に流動し合っているのである。

つぎに職種別に年令別構成及び平均年齢をみると、第11表の如くである。年齢が高いのは木馬搬出(N駐勤所)及び伐木(K、N両駐勤所とも)であるが、前者の数値は、少い例数のなかに家庭的事情のゆえに老体に鞭打って重筋労働の木馬搬出作業にやむなく従事しているF・K氏を含んでいるため、極めて不安定である。これを除外すれば、木馬搬出の平均年齢はこれよりもはるかに低くなる。搬出作業に従事する組夫の平均年齢はK駐勤所では三四・二歳、N駐勤所では三四・七歳で、伐木作業のそれに比べてはるかに低い。搬出作業に従事する組夫の平均年齢が低いのは搬出作業においては重筋労働が主体であり、この労働の重激性に対応して強健な青壮年男子労働力が就業しているからであり、また作業種により必ずしも熟練度を必要としないからである。これに反して伐木組の組夫の平均年齢が高いのは、一つには労働が搬出作業ほど重激でないこと、したがって老齢労働力であっても肉体的に耐えられること、二つには伐

第 11 表

組別(職種別)年齢別分布及び平均年齢

年 齢 別		20歳未満	20～30歳	30～40歳	40～50歳	50～60歳	60歳以上	計	平均年齢
職 種 別	搬 出	3	5	2	5	2		17	34.2
	伐 木		1	1	1		4	7	52.1
N 駐 勤 所	伐 木	1		1		4	1	7	47.8
	木 馬 搬 出			1		1	1	3	52.6
	木 寄 小 出	1		2		1		4	34.7
	索 道 搬 出		5			1		6	30.6
計		5	11	7	6	9	6	44	40.0

(注) 1. 32年4月以降33年4月マブ各駐勤所ニ籍ノアツタモノヲ総テ含ム。

2. K, N両駐勤所「賃金台帳」ヨリ。

木労働のばあい相当程度の技能を要し（一人前になるには小徑本で二〜四年、大徑本では七〜八年を要するという）、ために従前からの専業的労働者が従事していること、などの理由からであろう。

K及びN駐勤所における組夫の労働力構成について簡単に見てきたのであるが、つぎに資料上の制約からK駐勤所に限って組労働者の社会経済的性情を照明する爾余の側面について検討してきたい。

林業における組頭制度は、(一)労働力の半農的性情 (二)資本の前期的性情 (三)労働の季節性ないし臨時性 (四)林業技術発展の低位水準 (五)労働者の無権利状態、を基盤として成立するのであるが、そのうち(一)、(二)および(四)は組頭制度成立の決定的要因であり、(三)および(五)はその助長的因子である、といわれている。この三つの決定的要因のなかで、とくに労働力の性情——半農的であるかあるいは近代化しているか——が、組頭制度の成立、解体を主導する決定的モメントである。事実、われわれは、組頭制度の解体が労働力の近代化と並行し、その強固な残存が労働力の半農的性情と結びついていること、を検証した豊富な資料をもっている（たとえば林野庁・林業労働賃金に関する研究報告、昭和二六年）。ところで、半農型労働力の特徴は、小生産たる自家農業経営と賃労働という全く異質の基抵に労働力再生産の足を置いていること、別言すれば同一家計内に自家農業

経営と賃労働とが相互依存的に絡み合つて存在している、という点にある。それに反して労働力の近代化とは、生産手段の所有から切り離され、労働力の販売によってのみ生計をたてること、すなわち賃労働とは異質の小経営たる自家農業経営から分離し、賃労働に専業化していること、を意味するであろう。それゆえ、労働力の社会経済的性情を検出するには、一方では農業経営との関連、すなわち農業経営の内容・規模、農業経営によつて賃労働者家計が受ける影響、さらには農業労働と林業賃労働へ当人の労働力がどのように配分されているか、等々について検討しなければならない。他方では、林業賃労働への定着化——専業化の程度を測定する必要がある。林業賃労働への定着化の問題は、労働力側の条件と資本の労働力把握のあり方との接点であり、両者の相関のもとにその程度は規定される。したがつて林業賃労働への定着化——専業化の程度を明らかにするには、資本の側面たとえば素材生産の専業方式、労務管理方式または資本の前期的性情の濃淡等々が検討されるべきであろうし、労働力の側面については、経験年数、他の職業への移動の程度、林業労働就業期間率（後述）、稼働日数等を分析しなければならない。林業賃労働への専業化の指標として挙げた資本の側の条件については既に触れたところである。

K駐勤所における組労働者の性情を検出するため、まず農業経営との関連をとりあげ、ついで経験年数、他職業への移動、

林業労働就業期間率、稼働日数の順に考察しよう。

農業経営——伐木組と搬出組に分けて耕地経営規模をみると、第12表の如くである。経営耕地三反未満の零細規模経営が圧倒的に二名に過ぎない。平均経営耕地面積も伐木組では三反三畝、搬出組では一反四畝強の零細である。農作物についてみれば、甘藷、雑穀、豆類及び蔬菜等の自給的食糧作物が主体であり、換金作物は殆んど見出すことはできない。この零細規模の農業経営をもつては、食料の自給は無

第12表 組別耕地経営規模別労働者数—K駐勤所—

経営規模別 組別	1反 未満	1～ 3反	3～ 5反	5反 以上	計	平均耕地 経営規模
伐木組	3	—	1	2	6	反 3.38
搬出組	6	5	2	—	13	1.46

- (注) 1. 33年8月調査時現在。
2. 切替畑へ水田・普通畑ヲ1トシテ、ソノ $\frac{1}{3}$ ニ換算シテ算出シタ。
3. 同一家計内ニアルモノ、集計カラ除外シタ。

論望み得ず、辛うじて自家消費食料の一部分が補給でき得るのみである。それゆえ、農業経営を生活の主要な経済的基盤とすることはできず、青壮年の男子労働力は農外職業、ここでは林

林業労働の存在形態

第13表 経営耕地面積別農業従事日数 —K駐勤所—

経営規模別 組別	1反 未満	1～ 2反	2～ 3反	3～ 5反	5反 以上	平均
伐木組	日 8.3	日 60	日 —	日 50	日 60	日 32.5
搬出組	16	18	20	30	—	19.5

業賃労働に動員され、農業労働力の主要部分は婦人及び老齢労働力より構成されている。組労働者の農業従事日数もまた極めて僅少であつて(第13表)、伐木組では三二・五日、搬出組では一九・五日に過ぎない。搬出組労働者の農業従事日数が伐木組と比べて少いのは、経営耕地面積の狭小によるものである。経営耕地面積の広狭と農業従事日数の多少とは相関的である。

とはいえ、このことは農業経営の広狭によって林業賃労働就業日数が制約されていることを意味するものではない。農業従事日数別に林業賃労働従事日数を整理すると、第14表の如くである。これによれば、両者の間に相互制約的關係は見られず、農業部面への労働力の配分が林業賃労働就業日数に有効な影響を与えていると考えることはできない。多くの留保条件があるにせよ、一般に経営耕地の大なるに応じて林業賃労働稼働日数の減少する傾向が半農型労働力に特有の特徴として看取されるのであるが、ここではこうした現象を認めることはできない。われわれ

第14表 農業従事日数別月間林業労働稼働日数

組別	農業従事日数別	10日未満	10～20日	20～30日	30～60日	60日以上	平均
		日	日	日	日	日	日
伐木組		19.1	20.0	—	19.5	19.8	19.7
搬出組		21.0	20.5	20.3	21.1	—	22.9
平均労働日	林業労働日数	20.4	20.3	20.3	20.7	19.8	

は、過去において現在より大であった農業経営規模（平均経営耕地面積九反八畝。但しこの耕地面積のなかには相当量の切替畑が含まれているが、地目別耕地面積が不明であるため、そのまま利用）が、林業雇用機会の増大とともに漸次減少してきた過程のなかに、逆に林業が農業を規定する、あるいは林業賃労働が小生産的農業経営を規制するという関係を見出すことができるように思われる。

林業労働経験年数——林業労働における経験年数を把

える場合、純経験年数とあしかけ経験年数とを厳に区別しなければならぬ。なぜなら近代の工場労働者と異り林業労働者は林業賃労働に専業化せず、他の職業（とくに農業）に従事することが多いからである。さらに注意すべきは、近代の工場にあっては職種及び作業の専門化が進んでおり、経験年数はある特定の職種について示すが一般であるが、林業労働の場合、職

種の専門化は概して未熟であり、あるいは職種が分化化しているも、その作業内容が多様であり、相互に流動性をもっていることと、である。それゆえ、林業労働の特定作業についての経験年数を把えることはむづかしい。林業労働一本として考察するほうが妥当であろう。以上の点を考慮しつつ、組別に経験年数を示すと、第15表の如くである。搬出組労働者に比して伐木組労働者の経験年数ははるかに長く、純経験年数においては一七年に対して三三年、あしかけ経験年数では一七・三年に対し三九年であり、ほぼ二倍となっている。搬出組夫の経験年数が短い

第15表 職種別経験年数 —K駐勤所—

組別	伐木組	搬出組	平均
経験年数別			
あしかけ経験年数(A)	39.2年	17.3年	25.1年
純経験年数(B)	33.3年	17.0年	19.9年
B/A	84.9%	98.3%	79.3%

のは、前述の如くその年齢の比較的若いことと同じ理由による。そしてこの強健な青壮年労働力が老朽化するにつれて漸次伐木労働に転移することが見受けられるのであって、伐木組夫のうち青壮年期に搬出作業の経験を有しないのは殆んど見当たらないのである。このように集運材夫を経験して伐木夫になっていく過程と、また伐木労働の場合相当高度の技能度を要請されること、を考慮するならば、伐木組夫の経験年数が長いのも蓋

し当然である。

経験年数についてさらに検討すべき点は、純経験年数率（純経験年数をあしかけ経験年数で除した比率）である。半農型労働力にあっては労働力を農業経営に投入するという事情からこの比率は低くなり、反対に近代型労働力の場合、農業部門に労働力を割く必要はなく、資本の側の条件を一定とすれば、この比率は前者に比して高くなるだろう。それゆえこの比率の高低は、極めて近似的ではあるが、林業労働力の近代化の深度を示すものといえる。

純経験年数率を見ると、搬出組労働者のそれは九八・二%で、伐木組労働者の八四・九%に比べて若干高い。しかし伐木組労働者の比率は例数が少いこと、および伐木組々頭M・O氏の純経験年数が不明（とはいふものの過去の職歴、農業従事E数等から判断すれば極めて高いと推測される）であるため、これを算入していないこと、などの点を考え合せると、実際の比率は表示されている数値より高くなり、搬出組のそれと大差ないと推測し得るのである。K駐勤所の組労働者は、林業賃労働期間中に他の林業外職業を転々と移動し、林業賃労働には断続的・季節的に就業するというのではなく、ほぼ林業賃労働に定着化し、専業的に従事している、と見ることができるとする。

他職業への移動——純経験年数率の高さから、他職業への移動が稀であることは推測できるのであるが、事実、前職歴に

林業労働の存在形態

において自家農業を除いて林業外の職歴を有するものは二名のみである（一名は旋盤工、他の一名は病院に勤務）。調査期間中（三十二年四月より二十三年三月まで）における他職業への移動については、自家農業への移動を除けば、一件も見出すことはできない。これは国有林以外に他の雇用機会が周辺に存在しないこと、および交通上・地勢上の隔絶性に制約されて簡単にしかけていくことができないという事情が作用しているのである。自家農業経営への労働力の移動は、前述のように極めて短期間であり、しかも農業経営の必要に応じて林業賃労働を中断するのではなく、反対に林業賃労働の余暇を利用する態のものであって、積極的な意味での他職業への移動とみるのは早計であらう。

林業労働就業期間率——林業労働就業期間率とは「年齢より学校卒業年齢を差引いた労働年齢で（林業賃労働）実経験年数を除した比率」（林野庁・前掲書二九頁）である。この比率の高低は、林業労働力の半農的性の濃度と逆比例し、近代化への成熟度と比例するのであり、林業賃労働への定着化の指標のひとつである。

第16表は組別に就業期間率を整理したものである。伐木組では三名のうち二名が八〇%以上であり、六〇%以上八〇%未満のものも、兵役期間を除外すれば労働期間の大部分が林業賃労働に吸収されているのであって、伐木組の就業期間率は表示さ

第16表 組別林業労働就業期間率 — K駐勤所—

組別	就業期間率	20%	20~	40~	60~	80%	平均
		未満	40%	60%	80%	以上	%
伐木組	—	—	—	1	2		80.5
搬出組	—	2	1	3	8		72.4

(注)純経験年数不明ノモノハ除外シタ。

れている比率より実際にはさらに高い。搬出組では、この比率の低い事例が若干（六〇%未満三名）見られるが、これらに共通している点は、林業賃労働に断続的・浮動的に就業したため、就業期間率が低くなったのではない、ということである。林業賃労働に移ってからは継続的に就業しているが、前職歴の自家農業経営に相当期間従事したため、低くなっているのである。

K駐勤所の組労働者の林業労働就業期間率を他の事業所のそれと比較すると、第17表の如くである。林野庁刊の前掲書において「高度に專業化の進んだ近代型労働力」と規定されている西南aおよびb事業所のそれと比べて遜色なく、また半農型のおくれた労働力を主体とする東北dおよびe事業所の比率よりはるかに高い。それゆえ、K駐勤所の組労働力は、この点からみる限り、半農の性格は極めて強く、近代型労働力に接近している、と評価することができるだろう。

第17表 林業労働就業期間率の比較

事業所別 組別	K駐勤所	西南a事業所	西南b事業所	東北d事業所	東北e事業所
	%	%	%	%	%
伐木組	80.5	86	90	52	53
搬出組	72.4	67	71	27	54

(注) 西南a. b. 東北d. e. 事業所ノ数字ハ林野「林業労働就業状況調査報告」昭和26年29頁ヨリ引用。

稼働日数——これまで林業賃労働への定着化・專業化の程度を測る若干の指標について考察してきたのであるが、最後にその直接的標証である稼働日数について検討することにしよう。

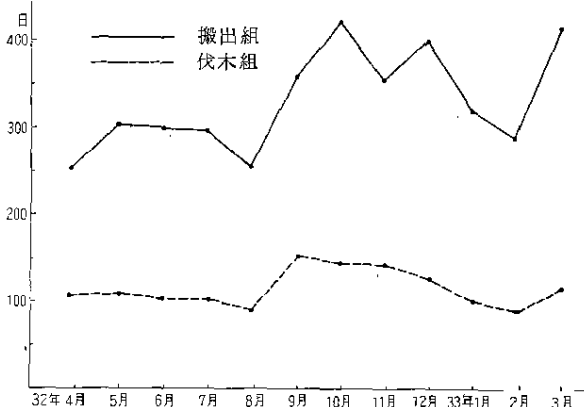
図表1は、月別組別稼働日数を示す。冬期の一二月と梅雨を挟んで四八月に就業労働量は少くなり、九十二月が多くなっているが、K駐勤所ではN駐勤所のように、就業が完了すれば素材生産を全面的に停止するというのではなく、就業は継続的であつて、若干の変動はあるが、年間を通して雇用量はある程度安定するのである。

組別に組夫の年間稼働日数分布を見ると（第18表）、二四〇日以上のものが圧倒的であつて、二四名中一三名である。林業労働においては自然的条件に左右される度合が強く、これらの組夫は雨天、積雪等々を除けば、百%林業賃労働に就業してい

林業労働の存在形態

組 別 \ 稼働日数	90日 120日 未満	120 150日	150 180日	180 210日	210 240日	240 270日	270 300日	300 330日	330日 以 上	計
伐 木 組		2		1		4				7
搬 出 組	1		1	1	5	7	2			17

図表 1 月別稼働日数



る、といえる。稼働日数二一〇日未満のもの内訳は、本人死亡一名、病氣療養三名、新規採用二名であつて、林業外の職業とくに自家農業経営に従事したために、林業賃労働稼働日数が少くなったというものは見当らない。

年間稼働月数別に組夫の分布を見ると(第19表)年間一二ヶ月を通じて間断なく就業しているものが圧倒的多数であり、伐木組では七名のうち四名、搬出組では一七名中一名である。稼働日数の小なるものの内訳を見ると、伐木組では新規採用(三二年九月)二名、病氣療養一名、他の一名は本人が死亡(三二年一〇月)としたためである。搬出組では新規採用(三二年一〇月)一名、病氣療養三名(残り二名は理由不明)である。稼働月数と稼働日数とは当然のことながら比例している。しかし稼働月数と年間平均稼働日数(年間稼働日数を稼働実人員に稼働月数を乗じた後で除した日数)とは相関的ではなく、稼働月数の大小とは無関係であつて、それはほぼ一定している。したがって稼働月数の小なるものも就業期間中は、ほぼ林業賃労働に専業的・固定的に従事していることが分る。

しかしこれらの組夫はすべて同一作業に専門化して就業しているわけではない。組別に作業種別稼働日数を整理すると第20表の通りであつて、伐木組では伐木労働就業日数が八六%で、他の作業種に従事する比率は小であり、ほぼ専門化しているとみられるが、搬出組では木寄小出労働従事日数は六一%で

第 19 表

年間稼働月数別労働者数

—K駐勤所—

林業労働の存在形態

稼働月数別 組 別		6 ヶ 月	7 ヶ 月	8 ヶ 月	9 ヶ 月	10 ヶ 月	11 ヶ 月	12 ヶ 月	計
伐 木 組	人 員 (人)		2			1		4	7
	平均稼働 日数 (日)		139			192		237	202
	月間稼働 日数 (日)		19.6			19.2		19.7	19.7
搬 出 組	人 員 (人)	1	1		1		3	11	17
	平均稼働 日数 (日)	118	150		191		232	256	231
	月間稼働 日数 (日)	19.7	21.4		21.2		21.1	20.9	20.9

(注) 1. 平均労働日数ハ年間稼働日数ヲ稼働人員デ除シタモノ。

2. 月間稼働日数トハ年間稼働日数ヲ稼働月数ニ稼働人員ヲ乗シタル数
デ除シタモノ。

3. K駐勤所「出役簿」ヨリ算出。

第 20 表

組別作業種別従事日数

—K駐勤所—

第八十三卷 一四四

第二号 七〇

作 業 種 別 組 別		伐木 造材	木寄 小出	発動機 集 材	索道 搬出	トローリー 積 込	雑役	計
搬 出 組	実 数	521	2,431	610	253	142	22	3,979
	%	13.1	61.1	15.3	6.3	3.6	0.6	100.0
伐 木 組	実 数	12.15	89		68	24	19	1,415
	%	85.9	6.3		4.8	1.6	1.4	100.0

(注) K駐勤所「出役簿」ヨリ算出。

あり、爾余の四割に近い労働日数は伐木、機械集材、索道搬出、トローリー積込、雑役等に細分されていて、作業種間の組夫の流動は極めて激しいのである。

搬出組において伐木組に比べて作業種間の流動が激しいのは、搬出作業が協働的労働であることからきている。搬出作業の目的はできるだけ速にかつ大量に素材極積土場から運び出し森林軌道のトローリーに積込むことである。ところで素材搬出作業は、ここではほぼ次の四行程——木寄小出、機械集材、索道搬出、トローリー積込（ときには修羅搬出が加わる）——に

分割されている。これらの作業行程では、各行程の技術的裝備が異なり、それゆえそれぞれの標準功程も同じではない。たとえば「功程賃銀の基礎明細」をみると前出第8表の如くである。しかも同一施業区において施業期間中この標準功程を継続的に遂行できるとは限らない。というのは、広大な地域に展開している施業区においては作業条件は区々であり、搬出作業は施業区の地形的・自然的条件に強く制約されるからである。したがって個々の組夫をはっきり各作業行程に分類化し専門化させるという近代的労働形態を採るならば、かえって全体として作業の円滑な運行を妨げ、参加労働者の作業能率を低下させることになる。搬出組としてその作業目的を達成するには、搬出作業の各行程がバランスを保って効率的に遂行されることが必要である。そのためには、施業中は各参加労働者が各作業工程の進行状況に應じて臨機にあらゆる作業に従事することが、作業効率を高める点からも合理的である。搬出作業がこのように協力的労働形態において遂行されているという事情が、搬出組における作業種間の流動を激しくさせている要因である。とはいっても、搬出組の組夫のすべてが種々の作業を転々と流動しているわけではない。機械集材のウインチ操作に従事している組夫は大体五、六名のものに限られており、かれらが他の作業種に従事することがあっても、爾余のものがウインチ操作に従事することはないようである。流動がとくに激しいのは、木寄小

出、トロッコ積込などの単純重筋労働に従事する組夫である。以上、種々の角度からK駐動所の組労働力の社会経済的性格を検討してきたのであるが、これらの点からみる限り、組労働力を半農型ではなく、半農的性格を漸次拭拭しつつ近代型に接近した労働力と規定し得るだろう。同一家計内における賃労働と自家農業経営との相互依存的存在が半農型の特徴であり、両者の分離、賃労働への專業化を労働力近代化の内容とするならば、K駐動所の組労働力は、第一に現物面ないし貨幣面での家計補充の点からも、また林業賃労働に対する規定性の点からいっても、農業経営からの制約は極めて稀薄であり、第二に林業賃労働就業期間率ないし稼働日数の点からみるならば、かれらは林業賃労働にほぼ定着化し專業化しているのである。(未完)